

## 五監公告第 5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成29年3月1日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
広 野 甲

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査の対象課

地域振興課

### 3. 監査の範囲

平成28年度の財務に関する事務、事業の執行等

### 4. 監査の実施期間

平成29年1月31日～平成29年2月22日

### 5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

### 6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 郵便切手は金券であり、適切な管理・執行が求められる。切手受払簿に登載漏れがないよう、適正な事務処理に努められたい。
- ② 財産使用において、行政財産使用許可申請書及び同使用許可書や同減免決定通知書について、その算定使用料に不均衡が生じている事例が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。
- ③ 五泉市文書規程第24条(起案書の使用要領)、第30条(決裁月日の記入)、第50条(簿冊の登録及び作成)に基づく文書及び簿冊の作成が徹底されていない。規程に基づく適正な事務処理に努められたい。